



SECTION 04

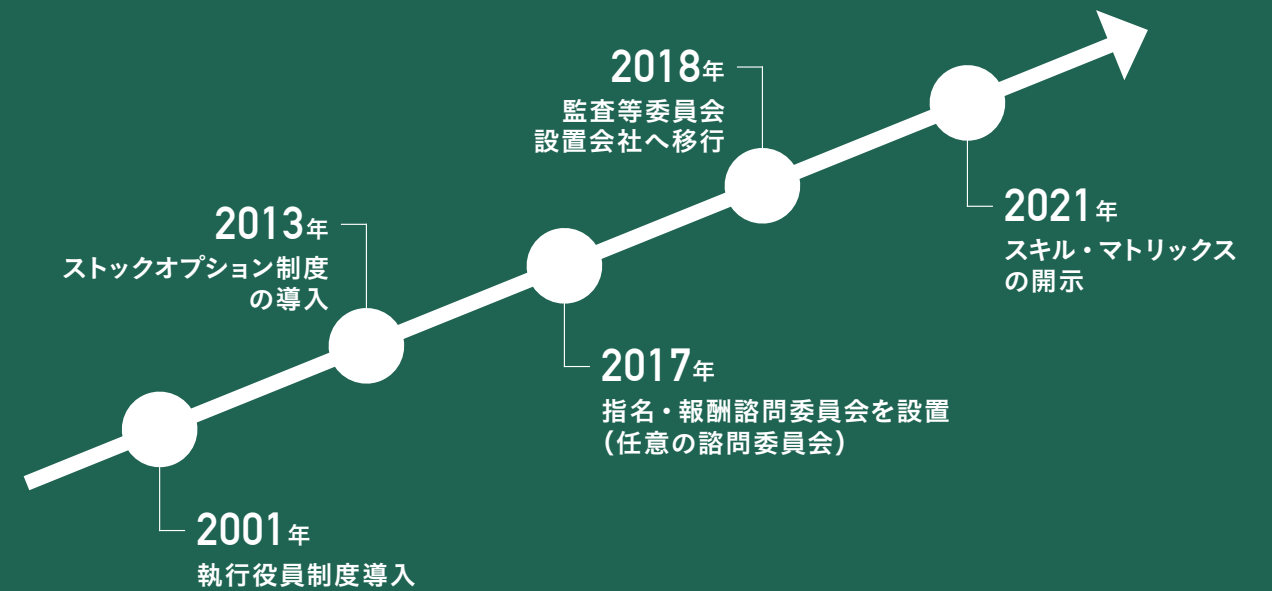
経営基盤

CONTENTS

77 役員一覧	87 リスク管理
79 コーポレートガバナンス①	89 コンプライアンスへの取組み
81 コーポレートガバナンス②	
83 環境問題(TCFD提言)への取組み①	
85 環境問題(TCFD提言)への取組み②	

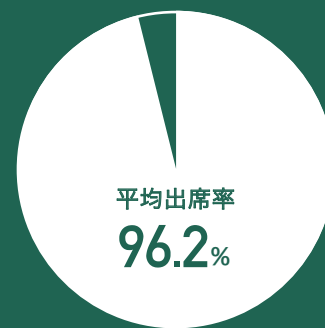
ハイライト

ガバナンス強化の軌跡

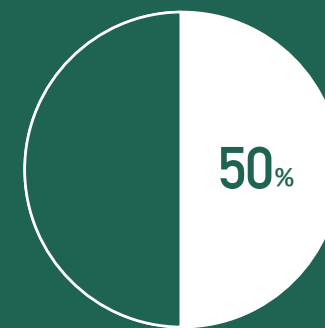


取締役会の状況

取締役の取締役会出席状況 (2023年度)



取締役の社外比率 (2024年6月26日)



女性役員の比率 (2024年6月26日)



取締役頭取(代表取締役)
岩山 徹
TORU IWAYAMA

1988年4月 当行入行
2019年6月 執行役員東京営業部長
2020年10月 執行役員総合企画部長
2021年6月 取締役常務執行役員
総合企画部長
2022年6月 代表取締役頭取(現任)



取締役専務執行役員
石川 健正
KENSEI ISHIKAWA

1984年4月 当行入行
2016年7月 執行役員東京営業部長
2019年6月 常務取締役
2021年6月 取締役常務執行役員
2023年6月 取締役専務執行役員(現任)



取締役(社外取締役)
宮野谷 篤
ATSUSHI MIYANOYA

1982年4月 日本銀行入行
2018年6月 (株)NTTデータ経営研究所
取締役会長(現任)
2020年6月 当行取締役(現任)
2021年6月 日本貸金業協会公益理事
(現任)
2022年6月 大阪信用金庫非常勤理事
(現任)
2024年6月 京阪神ビルディング(株)
取締役(現任)



取締役(社外取締役)
高橋 豊
YUTAKA TAKAHASHI

1970年3月 (株)クボタ入社
1985年2月 高源電機(株)代表取締役社長
(現任)
2012年2月 高源興業(株)取締役会長(現任)
2017年6月 特定非営利活動法人花巻青少年
創造活動支援協会理事長(現任)
2018年6月 花巻商工会議所会頭(現任)
2018年8月 学校法人花巻東高等学校理事
(現任)
2022年6月 当行取締役(現任)
2024年3月 (株)みちのくクボタ取締役会長
(現任)



取締役常務執行役員
岸 真英
SHINEI KISHI

1987年4月 当行入行
2017年4月 審査部長
2019年7月 執行役員本店営業部長
2022年6月 取締役常務執行役員
2023年4月 取締役常務執行役員
営業戦略部長兼ストラクチャード
ファイナンス室長
2023年7月 取締役常務執行役員
営業戦略部長
2024年4月 取締役常務執行役員(現任)



取締役常務執行役員
菊地 文彦
FUMIHIKO KIKUCHI

1989年4月 当行入行
2016年10月 平舘支店長
2018年10月 総合企画部付部長
2020年4月 manordaいわて(株)
代表取締役
2022年6月 取締役常務執行役員(現任)



取締役(社外取締役)
阿部 俊徳
TOSHINORI ABE

1981年4月 東北電力(株)入社
2022年6月 (株)ユアテック
取締役(非常勤)
2023年4月 東北電力(株)取締役
2023年6月 (株)ユアテック
代表取締役会長(現任)
2023年6月 当行取締役(現任)



取締役監査等委員(社外取締役)
菅原 悦子
ETSUKO SUGAWARA

1987年4月 岩手大学教育学部助手
2015年3月 岩手大学理事・副学長
2018年6月 当行取締役監査等委員
(現任)
2023年6月 いわて生活協同組合理事
(現任)



取締役常務執行役員
菅原和宏
KAZUHIRO SUGAWARA

1989年4月 当行入行
2018年4月 二戸支店長
2020年10月 人事部長
2021年7月 執行役員人事部長
2023年6月 取締役常務執行役員人事部長
2024年4月 取締役常務執行役員(現任)



取締役監査等委員
松本 真一
SHINICHI MATSUMOTO

1989年4月 当行入行
2019年6月 市場金融部長
2020年7月 執行役員市場金融部長
2020年10月 執行役員東京営業部長
2023年6月 取締役監査等委員(現任)



取締役監査等委員(社外取締役)
渡辺 正和
MASAKAZU WATANABE

1996年4月 日本弁護士連合会登録
1999年4月 渡辺正和法律事務所開設
(現任)
2012年4月 岩手弁護士会会長
2012年4月 日本弁護士連合会理事
2020年6月 当行取締役監査等委員
(現任)
2022年7月 岩手県人事委員会委員長
(現任)



取締役監査等委員(社外取締役)
前田 千香子
CHIKAKO MAEDA

1988年4月 岩手県庁入行
2003年5月 焙茶工房しゃおしゃん開業
(現任)
2017年3月 通訳案内士(中国語)登録
(現任)
2022年5月 学校法人スコアレ理事(現任)
2022年6月 当行取締役監査等委員(現任)
2023年5月 特定非営利活動法人
矢巾ゆりかご理事(現任)
2023年8月 特定非営利活動法人善隣館
理事長(現任)



執行役員

常務執行役員
東京営業部長 **関村 淳哉**

執行役員
地域貢献部長 **長瀬 俊章**

執行役員
営業戦略部長 **山崎 勝美**

執行役員
総合企画部長 **小原 透**

執行役員
システム部長 **佐々木 真一**

執行役員
本店営業部長 **藤原 学**

執行役員
事務統括部長 **高野 茂雄**

執行役員
監査部長 **行川 秀一**

執行役員
仙台営業部長 **森田 昇平**

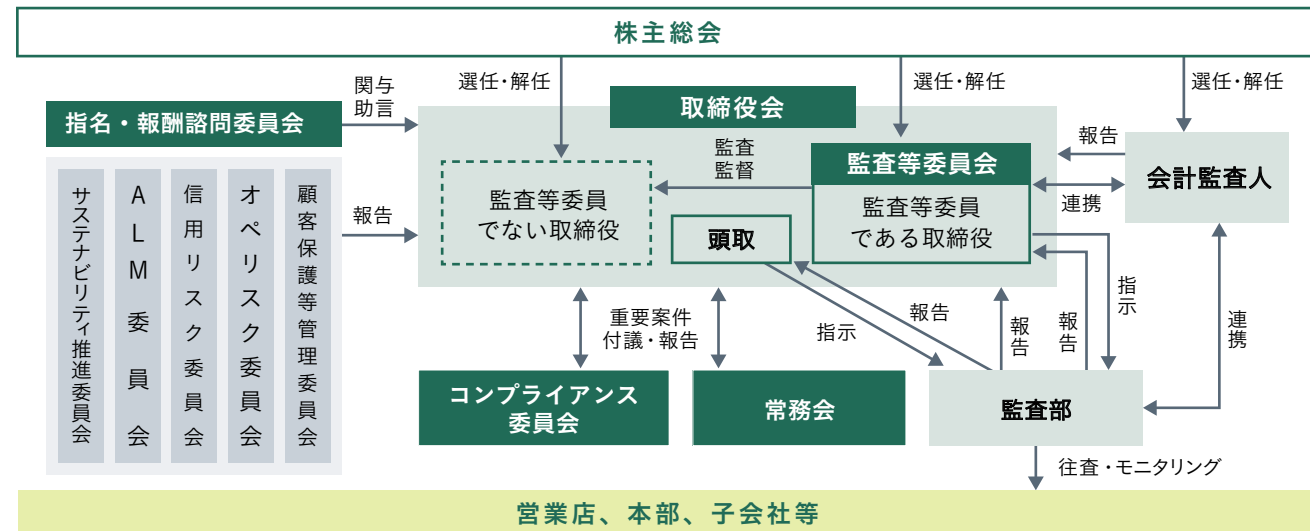
基本的な考え方

当行は、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」という創業以来の経営理念のもと、経営環境が激変するなかにおいても、お取引先や株主の皆さまをはじめ、すべてのステークホルダーの負託に応えていくために、自己責任に基づく経営の徹底はもとより、経営の透明性の向上や監督機能の強化など、高い水準でのコーポレート・ガバナンスの確立を目指しています。

コーポレート・ガバナンス体制

当行は、2018年6月22日開催の定時株主総会における定款変更の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会設置会社への移行により、社外取締役が過半数を占める監査等委員会の設置や、監査等委員である取締役が取締役会における議決権および役員人事に関する意見陳述権を有すること等を通じた監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、さらなる企業価値向上に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制の体系図



機関ごとの構成員

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	常務会	コンプライアンス委員会	指名・報酬諮問委員会
取締役頭取(代表取締役)	岩山 徹	◎		◎	◎	○
取締役専務執行役員	石川 健正	○		○	○	
取締役常務執行役員	岸 真英	○		○	○	
取締役常務執行役員	菊地 文彦	○		○	○	
取締役常務執行役員	菅原 和宏	○		○	○	
取締役(社外取締役)	宮野谷 篤	○				○
取締役(社外取締役)	高橋 豊	○				○
取締役(社外取締役)	阿部 俊徳	○				○
取締役監査等委員	松本 真一	○	◎	△	△	
取締役監査等委員(社外取締役)	菅原 悦子	○	○			
取締役監査等委員(社外取締役)	渡辺 正和	○	○			
取締役監査等委員(社外取締役)	前田 千香子	○	○			

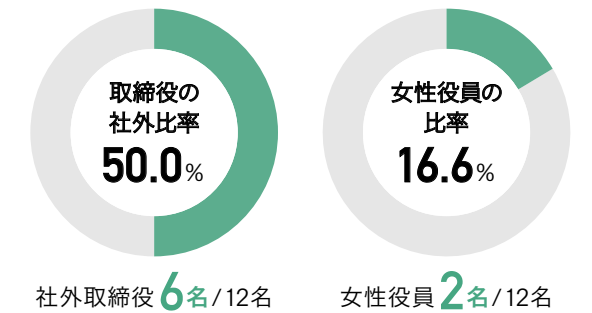
(注) 1 上記表中の◎は議長または委員長を、○は構成員を、△は構成員ではありませんが、出席して意見を述べることができる者を表しています。
2 指名・報酬諮問委員会の委員長は社外取締役が互選により務めています。

取締役会・監査等委員会の構成

取締役会は、その機能を最も効果的かつ効率的に発揮するとともに、取締役会の活性化を図る観点から、定款において監査等委員を除く取締役の員数を12名以内と定め、当行グループの業務に精通した社内取締役と社外における豊富な経験と知見を有する複数の社外取締役を組み合わせた構成としています。取締役会に占める社外取締役比率は50.0%であり、女性役員比率は16.6%となっています。

監査等委員会は、監査の実効性を確保する観点から、定款において監査等委員である取締役の員数を5名以内と定めており、2024年6月26日現在、監査等委員4名のうち、独立性のある社外の監査等委員を3名配置しています。

独立性・多様性の確保



取締役会の役割と審議事項

取締役会は、取締役会規程等により取締役会決議事項の範囲を定め、経営会議・経営陣等に対する委任の範囲を明確化することで、経営計画や、ガバナンスに関する事項、リスク・コンプライアンスに係る基本方針等の重要な意思決定を行うとともに、より実効性の高い経営の監督機能を担っています。

取締役会で議論された審議・報告事項(2023年度)

- 経営計画**
 - 外部連携強化戦略
 - 投資専門子会社の設立
- サステナビリティに関する事項**
 - サステナビリティ推進委員会における協議内容
- リスク・コンプライアンスに関する事項**
 - 内部監査、コンプライアンスプログラム
 - リスク管理方針
- コーポレート・ガバナンスに関する事項**
 - 取締役会の実効性評価
 - 政策保有株式に関する保有方針の見直し
 - 「資本コストや株価を意識した経営」への対応
 - 株主・機関投資家との対話状況
- 人事**
 - 新人事制度導入にかかる組合への提案
 - 後継者育成計画(サクセッションプラン)
- 営業**
 - 新事業創造ファンド3号への出資
 - いわぎんCVC1号への出資
 - グループにおける再エネ事業への参入
- 市場**
 - 有価証券の運用状況
- その他**
 - 会計監査人の交代方針
 - 研修所の売却
 - 役員株式報酬制度の見直し
 - 秋田・岩手アライアンスの進捗状況
 - テレビ相談窓口システムの導入

指名・報酬諮問委員会、常務会およびコンプライアンス委員会

指名・報酬諮問委員会

取締役の指名・報酬の決定に関する透明性や客観性の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。委員会は社外取締役が過半数を占めるよう、代表取締役と監査等委員以外の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役の中から互選により決定する旨を規定しています。

常務会およびコンプライアンス委員会

取締役会からの委任事項を協議・決定する機関として、常務会とコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス重視の体制強化を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議については、常務会に代わってコンプライアンス委員会が行っています。

取締役選任の考え方

当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、戦略的な方向付けを行ううえで、取締役会メンバーとして当行の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、そのメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えています。このような観点から、当行の事業やその課題に精通する者を一定数取締役候補者として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ者を、社外取締役候補者として指名することを基本方針としています。

取締役のスキル・マトリックス

取締役（監査等委員である社外取締役を除く）が経験を有する分野および当行が監査等委員である社外取締役に特に期待する分野は、以下のとおりです。

社内取締役・監査等委員

氏名	役職	スキル区分						
		経営戦略	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム・IT
岩山 徹	代表取締役頭取	○		○	○		○	
石川 健正	取締役専務執行役員	○	○			○	○	
岸 真英	取締役常務執行役員	○			○	○	○	
菊地 文彦	取締役常務執行役員	○			○			○
菅原 和宏	取締役常務執行役員	○		○	○			
松本 真一	取締役監査等委員		○		○		○	

社外取締役・監査等委員

氏名	役職	スキル区分			
		企業経営	金融	法務	専門領域
宮野谷 篤	取締役	○	○		
高橋 豊	取締役	○			○ 地域経済
阿部 俊徳	取締役	○			○ エネルギー全般
菅原 悦子	取締役監査等委員				○ 人材育成(ダイバーシティ&インクルージョン)
渡辺 正和	取締役監査等委員			○	
前田千香子	取締役監査等委員				○ 人材育成(ダイバーシティ&インクルージョン)

・上記一覧表は取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。また各人の有するスキルのうち主なもの最大4つに○を付けています。
 ・監査等委員である社外取締役は最も期待する項目1つに○を付けています。

社外取締役へのサポート

社外取締役を補佐する担当セクションは秘書室です。取締役会の開催の案内、資料の準備を行っていますが、取締役会開催日の3営業日前には社外を含む役員全員に対し取締役会資料を提供しているほか、社外役員に対しては、コンプライアンス委員会やALM委員会など、各種委員会における協議・決定事項に関する資料を毎月提供しています。

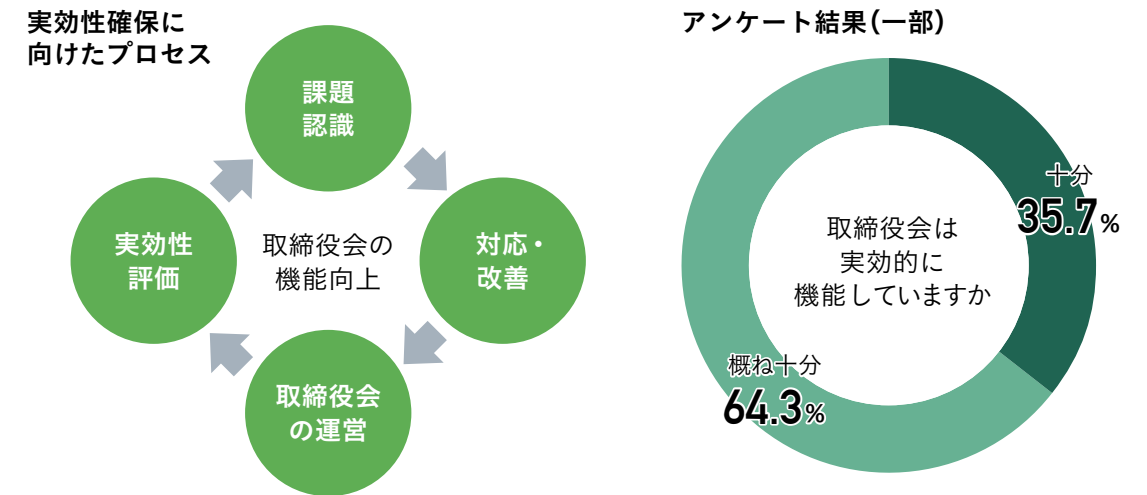
サクセッションプラン

当行は、持続的な成長の促進と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営トップの後継者育成計画（サクセッションプラン）を策定しています。

社外取締役を中心に構成され、適切な助言を通じてガバナンス強化推進を目的に設置した「指名・報酬諮問委員会」の機能を生かし、2024年4月よりスタートした新人事制度の機能も活用することで、実効性を伴う計画としていく予定です。

取締役会の実効性評価

取締役会の機能向上およびさらなる実効性確保を目的として、毎年、アンケート調査を実施しており、すべての取締役の自己評価等をベースに分析・評価を行うこととしています。2023年は取締役会の実効性が確保されていることを確認したほか、前年に出された課題への対応として、審議時間の確保やサクセッションプラン策定などを実施しています。



評価の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役に対して「取締役会の実効性に関するアンケート(5段階評価)」を実施(例年2~3月) ・回答内容を踏まえ、取締役会の実効性に関する分析・評価および課題、今後の対応方針などを確認(例年6月、取締役会)
質問概要	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の構成 ・取締役会の運営 ・取締役会の議論 ・取締役会のモニタリング機能 ・取締役のパフォーマンス ・取締役に対する支援体制 ・トレーニング ・株主(投資家)との対話 ・ご自身の取組み ・総括
2023年の分析・評価結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の取締役会は評価項目の各事項について、適切な体制の構築および取組みの実施がされており、実効性が十分に確保されていることを確認 ・社内取締役と社外取締役とは、双方緊張感を保ちながら良好なリレーションシップが築かれており、健全なガバナンス体制のもとで監督が行われている
2022年に出された課題への対応	<ol style="list-style-type: none"> ① 審議に必要な時間の確保 <ul style="list-style-type: none"> → 取締役会が経営方針に基づいて建設的な議論を行う時間を十分に確保できるよう、複数の規程において、これまで取締役会付議であったものを常務会へ委任できるように改正。また、要点を絞った説明を重視し、真に議論に必要な時間を確保するとともに、内容によっては取締役会の時間を延長するなどの柔軟な運営を実施 ② 後継者候補の計画的な育成 <ul style="list-style-type: none"> → 育成計画を策定、後継者育成におけるあるべき像や運用ステップなどを明確化
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して定期的な見直しを行うなど実効性が発揮できる体制の整備 ・経営の方向性等に関するテーマを決定のうえ、全員で議論する機会を創出するなど、積極的な意見交換の場を設定

環境問題(TCFD提言)への取り組み①

当行グループでは地球環境温暖化・気候変動問題への対応に取り組むべき重要な事項と捉えており、地域の強みである再生可能エネルギー活用や自治体のカーボンニュートラル対応などのお取引先支援に止まらず、地域を先導すべく自らの脱炭素化を積極

グループサステナビリティ方針

当行グループは、持続的な地域社会の実現に向けて、地域、お客さま、株主・投資家の皆さま、当行グループ職員をはじめとするすべてのステークホルダーの権利や立場を尊重しながら、事業活動を通じて皆さまとともに環境、社会、経済のそれぞれの共通価値を創造してまいります。

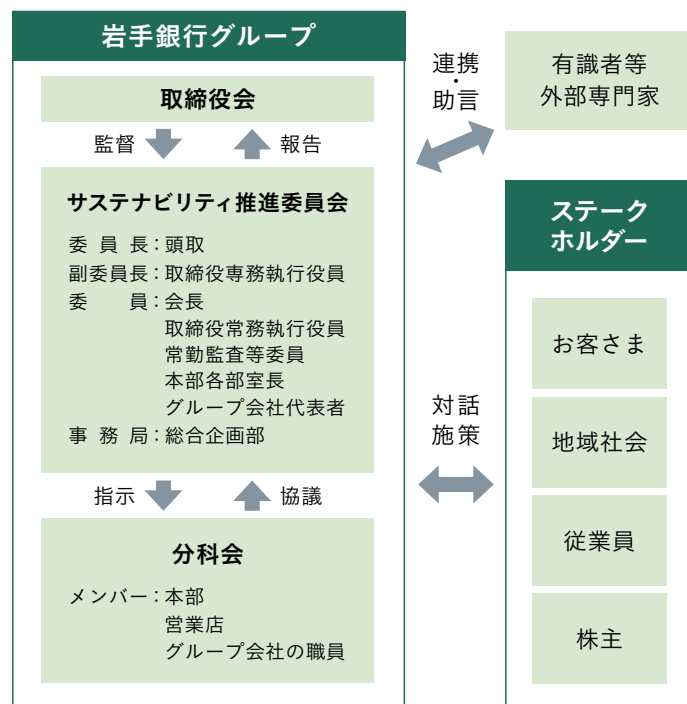
- 地域やお取引先における多様な課題の解決に資する事業活動を通じて、「地域経済の発展」と「当行グループの企業価値の向上」の好循環を創出します。
- お客さまや地域のニーズに合った良質な金融機能の開発、提供に努め、当行グループの使命である地域経済の活性化や豊かな暮らしの実現を目指します。
- 豊かな自然環境を有する岩手県を主たる営業地盤とする企業グループとして環境に配慮した経営を実践し、経済成長と環境保全の両立を目指します。
- 経営の透明性の向上や監督機能の強化など、より高い水準のコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指し、すべての職員が高い倫理観をもって職務を遂行します。
- 人材はあらゆる価値の源泉であるとの認識のもと、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる環境を整え、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示に努め、あらゆるステークホルダーとの継続的かつ建設的な対話を通じて、当行グループに対する期待と信頼に応えていきます。

ガバナンス

サステナビリティ推進委員会の設置

当行は、TCFD提言への対応を促進するとともに、ESG経営に関する施策を協議・管理するため、2022年8月にサステナビリティ推進委員会を設置しました。また、施策の企画・立案・研究を行う機関として分科会を設置しており、委員会に対し具体的な推進施策を提言しています。

委員会は頭取を委員長とし、役員や本部室長、グループ会社代表を委員として構成しており、年2回開催を原則とし、委員会での協議内容や進捗状況等については、取締役会へ適切に報告され、取締役会が監督しています。取締役会からの指示等は経営全般に反映していきます。



サステナビリティ推進委員会における協議事項(2023年度)

期間中に3回開催され、下記項目について協議しています。

- サステナビリティ経営体制に関する事項
- サステナビリティ方針の策定
- サステナビリティ推進ロードマップ
- 特定セクターに対する融資方針
- シナリオ分析方法
- 気候変動シナリオに基づく財務影響計測
- CO₂排出量計測方法
- GHG排出量算定結果
- サステナブルファイナンスへの取り組み
- サステナビリティ・リンク・ローンの創設
- SDGs債への投資表明方針
- 地域の脱炭素支援
- 人的資本の開示対応

的に進めています。2021年8月、「TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)」に賛同していますが、その開示フレームワークに基づき、対応や情報開示を充実させていきます。

戦略

気候変動に関するリスク

気候変動に関するリスクは次のとおりです。

リスク	事業へのインパクト
移行リスク	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税などの対価の発生・増加 設備投資や新しい技術への対応 消費行動の変化 政策や規制、技術、市場、評判の観点から、当行および企業の財務面に影響を及ぼす短期的・中長期的リスク
物理的リスク	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、強風、熱波、雪害など極端な事象の発生頻度の高まり 平均気温の上昇や海水面の上昇 不動産担保物件の毀損や事業の停止に伴い、当行および企業の財務面への影響を及ぼす急性・慢性的物理的リスク

機会

脱炭素社会への移行に伴い、資金需要の拡大や新たな金融商品・サービスも発生するなど、金融機関にとってはファイナンスやサービス提供の機会が増大しています。お客さまの脱炭素取り組みフェーズに合わせたソリューションを提供し、本分野における地域のフロントランナーとして、課題解決に努めていきます。

課題・ニーズ	当行グループの支援(主なメニュー)	
脱炭素への取り組み	目標達成に向けたソリューション提供	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素応援ローン、サステナビリティ・リンク・ローン ESGリース 充電設備導入等ビジネスマッチング
脱炭素に向けた現状把握や目標設定	<ul style="list-style-type: none"> GHG排出量の可視化 脱炭素への目標設定 	<ul style="list-style-type: none"> GHG可視化サービス ESGカルテ作成サービス
SDGsへの取組開始	事業活動とSDGsの関連付けをサポート	<ul style="list-style-type: none"> SDGs評価宣言サポートサービス SDGs私募債

特定セクターに関する融資方針

サステナビリティ方針や温室効果ガス(GHG)に関連する指標等の算定を踏まえ、環境・社会に対して負の影響を助長する可能性の高い特定セクターへの融資を制限することについて、次のとおり、明確化しています。

- 石炭火力発電事業**
石炭火力発電所の新規案件への融資は、原則としていたしません。ただし、エネルギー安定供給に必要な不可欠で温室効果ガスの削減を実現する案件については、慎重に対応を検討します。
- パーム油農園等開発事業**
パーム油農園等開発事業において、違法な森林伐採や生物多様性を毀損する案件への融資はいたしません。
- 非人道兵器製造関連事業**
クラスター弾等の非人道兵器の開発・製造に関与する事業者に対しては、資金使途を問わず融資いたしません。
- 人権侵害に関与する事業**
人身売買、児童労働または強制労働に関与する事業者に対しては、資金使途を問わず融資いたしません。

リスク管理

シナリオ分析の実施

TCFD提言に基づき一定のシナリオのもと、移行リスク・物理的リスクについて、次のとおり、シナリオ分析を実施しました。分析手法等については、今後も継続的に見直しを行い、精緻化に努めていきます。

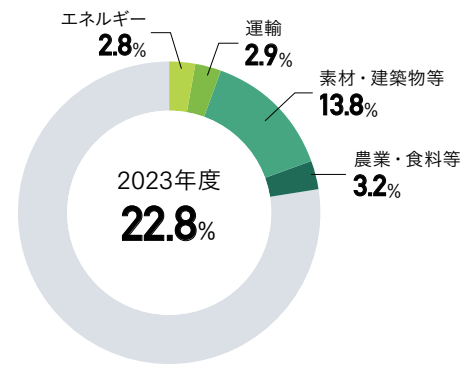
	移行リスク	物理的リスク
イベント	<ul style="list-style-type: none"> 原油価格高騰、電力需要増加 炭素税などの対価が発生、増加 脱炭素社会移行に向けた設備投資や新たな技術等の費用 	100年に一度の洪水が今後25年以内に発生し、岩手県内の担保物件が毀損し、岩手県内法人が事業停止を余儀なくされる
シナリオ、算定手法	2050年IEA(国際エネルギー機関)ネットゼロシナリオ(NZE) 1.5℃を使用	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)による4℃シナリオを使用
分析対象	貸出のある一般事業法人のうち、エネルギーセクター(電力、石油、ガス、消耗燃料)	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県内の担保取得建物が毀損 岩手県内法人が事業停止 当行保有店舗への被害
与信コスト影響額	最大 16 億円の増加	最大 16 億円の増加

炭素関連資産

炭素関連資産は、一般的にGHG排出量が比較的高い資産とされており、当行では次のセクターに関連する資産を炭素関連資産と定義し、算出しています。

セクター	2022	2023
エネルギー	576	593
運輸	623	608
素材・建築物・資本財	2,770	2,899
農業・食料・林産物	673	685
炭素関連資産合計	4,644	4,787

貸出金に占める割合



※各年度末時点で各セクターに該当する法人および個人事業主向けの事業性貸出金の残高としています。

今後の対応方針

炭素関連資産については、GHG排出量(特にスコープ3カテゴリ15「投融資」)、移行リスク、物理的リスクの状況も含めて、サステナビリティ推進委員会やALM委員会における協議テーマに設定するなど、気候変動関連リスクを統合的に管理する予定としています。

TOPICS

地域で発電した再生可能エネルギーを利用

当行の本店本館・別館では2023年4月より、東北電力と岩手県企業局が連携し、企業局の水力発電所で発電したCO₂フリーの電力「いわて復興パワー水力プレミアム」を使用しています。

当行グループは、お客さまの脱炭素支援だけでなく、自らの脱炭素への取組みも加速させていきます。

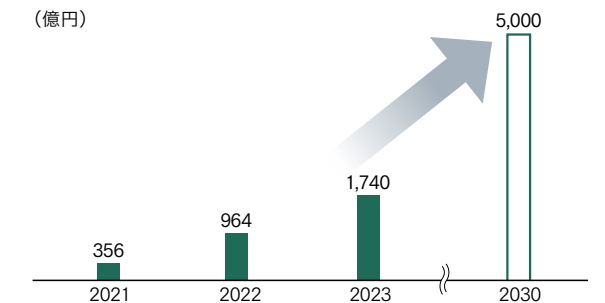


指標と目標

サステナブルファイナンス

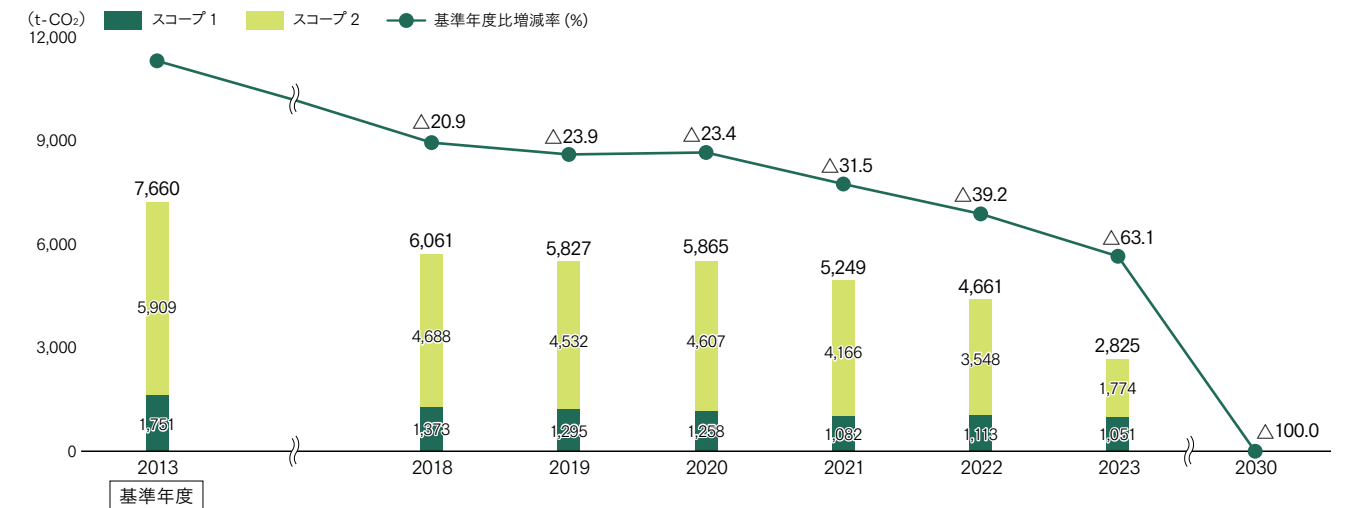
当行グループは、地域の脱炭素社会実現に向けた先導的・革新的対応、グリーントランスフォーメーションを重点分野の1つとしており、ファイナンス実行目標を設定し推進しています。

項目	内容
対象	環境問題や社会課題の解決ならびに持続可能な社会の実現に資する投融資・リース
実行額/目標額	1,740億円/5,000億円(実行累計額)
期間	2021年度~2030年度



当行グループCO₂排出量の推移(Scope1,2)

スコープ1(直接排出:ガソリン、ガス、灯油、重油)、スコープ2(間接排出:電気)は、省エネへの取組みなどにより、順調に排出量が減少しています。2023年度は、本店本館・別館でCO₂フリーの電力へ切替えたことがスコープ2の大幅減少に寄与しています。



Scope3の状況

スコープ3(サプライチェーン排出量)について、カテゴリ毎(詳細は後掲のESGデータ参照)に算出しています。

特に、大半を占めるカテゴリ15(投融資)の算出も実施しており、今回は事業法人向け融資ならびに住宅ローンを対象に、PCAFスタンダードの方法論に準拠して算定しました。今後も、GHG排出量の大部分を占めるスコープ3のカテゴリ15におけるデータクオリティとともにその他カテゴリの精度向上を図っていきます。

スコープ3(単位:t-CO ₂)	2022	2023
投融資(カテゴリ15)	1,504,455	1,310,629
エネルギー	394,476	358,027
運輸	42,349	43,533
素材・建築物等	320,457	299,579
農業・食料等	148,740	138,051
その他事業向け	525,607	397,322
住宅ローン	72,824	74,113

基本的な考え方

当行は、リスク管理にあたってはコンプライアンス（法令等遵守）が根幹であり、役職員一人ひとりがその重要性を十分に理解することが基本であると考えています。

そして、自らの責任においてリスクを正確に把握・分析し、適切に管理・運営していくことが極めて重要であると認識し、リスク管理体制の強化・充実に取り組んでいます。

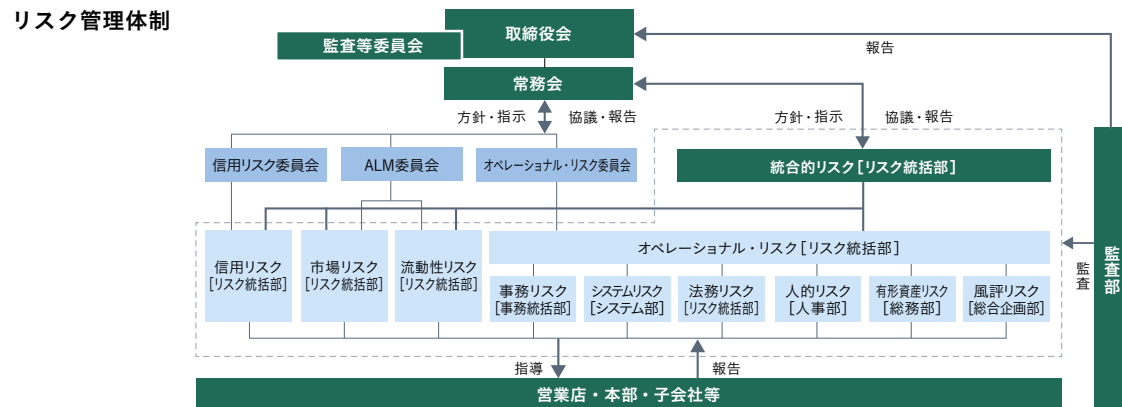
リスク管理体制を確実なものとするために「リスク管理基本規程」を制定し、統合的リスク管理の基本方針を定めるとともに、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの4つの管理すべきリスクについて、定義、基本方針、責任体制等を明確に定めています。また、各種リスクの統合的管理部署としてリスク統括部を設置し、リスク管理状況のモニタリング等により、リスクの一元的な管理を実施しています。

統合リスク管理

当行では収益性を向上させるとともに経営の健全性の維持・向上を図るためには、個々のリスクを別々に管理だけではなく、計量化可能なリスクを一元的に把握し、全行的な観点からリスクの全体像を把握する必要があると考えています。

具体的には、每期リスクカテゴリー別にリスク資本を配賦し、経営体力である自己資本の一定範囲内にリスクをコントロールする体制をとっているほか、リスクテイクによるリターン追求を指向して適切に経営資源の配分を行う統合リスク管理の高度化に取り組んでいます。

また、統合ストレス・テストを実施し、計量化が難しいリスクを含めた自己資本充実度の検証を行っています。



管理するリスクの種類と定義

リスクの種類	定義
信用リスク	信用供与先の財政状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
市場リスク	金利リスク 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益の低下ないし損失を被るリスク
	価格変動リスク 有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク
流動性リスク	為替リスク 外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超のポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
	資金繰りリスク 予期せぬ資金の流失等により資金繰りがつなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
法務リスク	法令遵守違反や契約不履行の行為等により損失を被るリスク（他のリスクに係るものを除く）
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により当行が損失を被るリスク
有形資産リスク	災害、不法行為により当行の有形固定資産が毀損等により損失を被るリスク
風評リスク	事実と異なる風説、風評により評判が悪化することなどにより当行の信用が低下し、損失を被るリスク

ALM委員会

ALMとは、資産（貸出金および有価証券）と負債（預金等）を総合的に管理し、収益とリスクのバランスを適切にコントロールする管理手法をいいます。当行では毎月1回ALM委員会を開催し、市場リスク（金利変動により資産価格が減少するリスク）や流動性リスクをモニタリングするとともに、期間損益の状況を把握しています。今後も適切なリスク管理に努めていきます。

市場リスク管理

調達（負債）と運用（資産）の期間ミスマッチによる金利リスクの分析（金利感応度分析）を基本とし、BPV（ベース・ポイント・バリュー）、VaR（バリュー・アット・リスク）などの手法を用いてリスク量を把握しています。リスク量削減の取組みについては、月次損益、自己資本および金利予測などにに基づき対応を協議しています。また、様々なストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、不測の事態に備えるほか、バックテスト等により、リスクの計量化手法や管理方法の信頼性、有効性を定期的に検証しています。

流動性リスク管理

資金繰りリスク要因分析を定期的に行うとともに、直ちに資金化可能な第一線支払い準備や第二線支払い準備の状況をモニタリングし、不測の事態においても対応が可能な流動性を確保しています。また、万一、資金流失の可能性が高い状況となった場合は、速やかに「緊急時対策本部」を設置し、迅速に対処できるよう体制を整備しています。

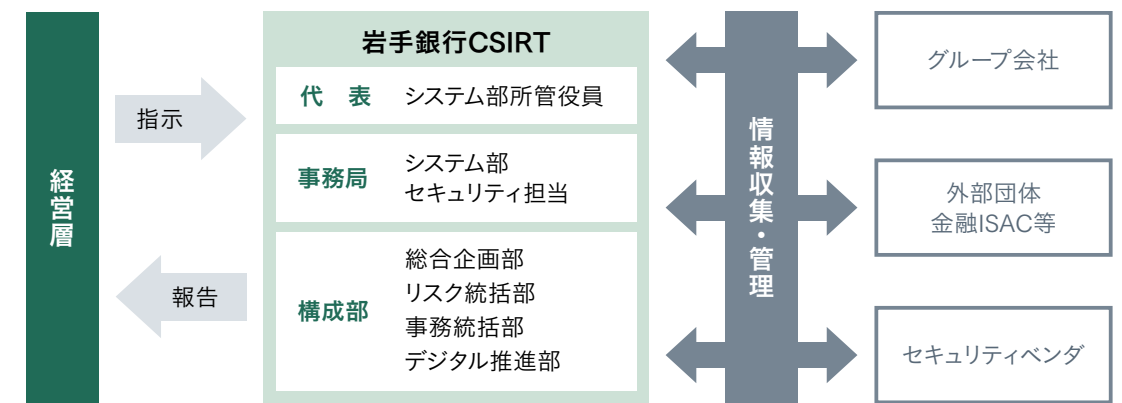
サイバーセキュリティへの取組み

近年のデジタル技術の進展により、インターネットやスマートフォンを利用した取引が増加している一方、サイバー攻撃手法の高度化も進んでおり、金融機関を取り巻くサイバーリスクが高まっています。こうした状況を踏まえ、サイバーセキュリティ管理体制の強化に取り組んでいます。

当行ではサイバーリスクの低減に向け、システム部所管役員を代表とする岩手銀行CSIRTを設置し、平時はサイバー攻撃の動向や脆弱性等の情報収集・把握を行い、一元的な対策状況の管理を実施しています。またサイバー攻撃発生時は、経営層や行内関連部門と連携し、インシデント対応を統括・コントロールし、被害最小化に向けた活動を行っています。

また、岩手銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行による「北東北共同CSIRT」を設置し、インターネット接続基盤の共同利用、セキュリティ関連情報の共有、共同研究を行っているほか、地銀共同センター参加13行およびMEJAR参加6行からなるCMS- CSIRTにも所属し、サイバーセキュリティに関する相互協力体制を構築しています。

サイバーセキュリティ管理体制



他金融機関との相互協力体制

名称	北東北共同CSIRT	CMS- CSIRT
参加メンバー	・岩手銀行 ・青森銀行 ・みちのく銀行 ・秋田銀行	・地銀共同センター参加13行 ・MEJAR参加6行
活動内容	・インターネット接続システムの共同利用 ・セキュリティ部門の交流促進 ・セキュリティ関連情報の共有、等	・セキュリティ部門の交流促進 ・セキュリティ関連の情報共有、等

コンプライアンスへの取り組み

基本的な考え方

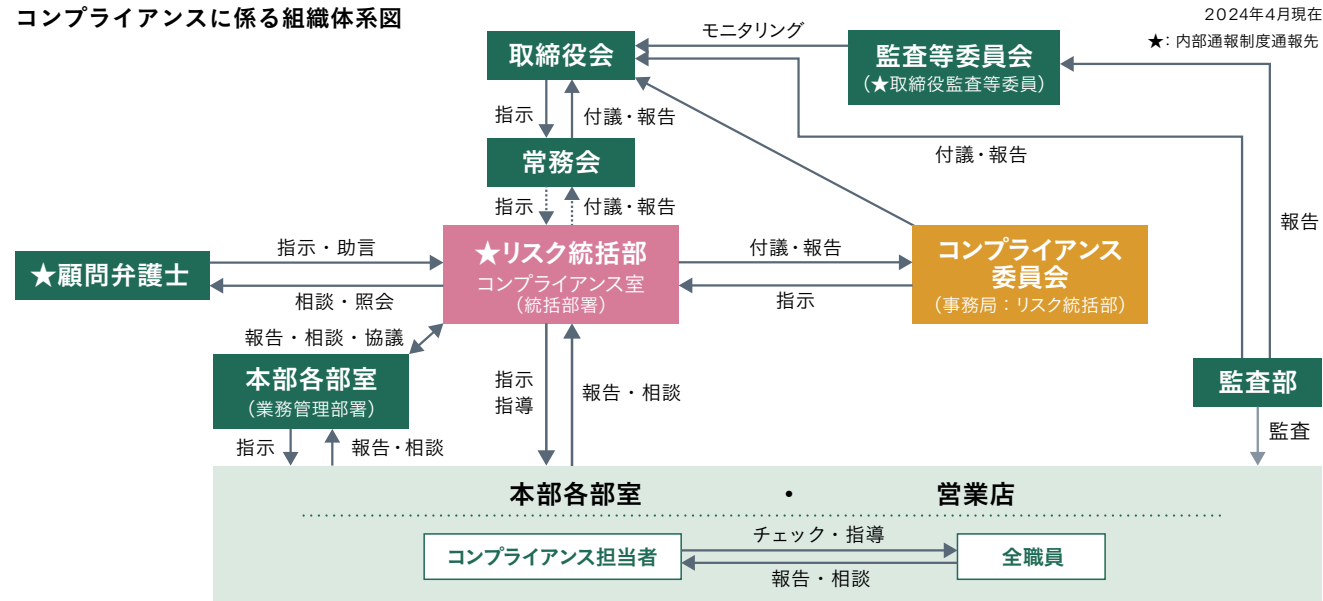
コンプライアンスとは、各種法令はもとより、広く倫理や道徳を含む社会規範等を遵守することです。信用の担い手として社会的責任と公共的使命が求められる銀行においては、役職員一人ひとりが各種法令を厳格に遵守するとともに、高い倫理観をもって職務を遂行していかなければならないと考えています。

こうした認識のもとに、当行ではコンプライアンスを最高の道徳律として「コンプライアンス(法令等遵守)の徹底」を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、コンプライアンス体制の確立に取り組んでいます。

コンプライアンス体制

本部内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備や遵守状況の把握に努めています。また、リスク統括部内にコンプライアンス室を設置して法務関連事項の一元管理を行っているほか、本部各部および営業店全店にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスの徹底と法令違反等の事前察知・防止に取り組んでいます。

コンプライアンスに係る組織体系図



具体的な取り組み

コンプライアンスを一層充実させるための具体的な実践計画として、「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、その実施状況を定期的に確認しています。また、法令等遵守に係る基本事項を定めたコンプライアンス規程、役職員が遵守すべき法令等の解説や違法行為等を発見した場合の対処方法などを定めたコンプライアンスマニュアルを制定のうえ、これらを一体化した「当行のコンプライアンス」を具体的な手引書として行内に示し、コンプライアンスの徹底を図っています。

また、階層別・業務別研修など当行の研修体系にコンプライアンス研修を組み入れているほか、毎月、「コンプライアンス研修会」および「CS(お客さま満足度)研修会」を実施し、全行員の意識の醸成に取り組んでいます。

反社会的勢力排除への取り組み

当行では「行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを掲げ、反社会的勢力による不当要求には一切応じないほか、不正な資金獲得などを未然に防止するため、本部・営業店一体となって同勢力との関係排除に取り組んでいます。

具体的には、2007年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、預金規程、各種約定書等に暴力団排除条項を導入しているほか、警察機関および弁護士等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力との取引を排除するための体制を強化しています。また、反社会的勢力排除に係る対応状況等については、コンプライアンス委員会および取締役会に協議・報告する体制を整備しています。

マネー・ローンダリング等防止の取り組み

マネー・ローンダリングやテロ資金供与の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、様々な経済・社会環境の中で常に変化しており、金融機関は、その手法や態様の変化に応じて、不断の対策高度化を図っていく必要があります。また、近年、情報伝達の容易性やスピードにより、高度化の遅れている金融機関は、瞬時に犯罪集団の標的となってしまう可能性があります。

当行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を経営上の重要な課題の一つと位置づけ、実効性のある管理体制を構築し、下記項目に取り組んでいます。

- ・関連法令等の遵守
- ・一元的な管理体制の整備
- ・リスクベース・アプローチによる管理
- ・適時適切な取引時確認による顧客管理
- ・疑わしい取引の届出
- ・コルレス先の管理
- ・役職員の研修・教育
- ・独立した内部監査部門による遵守状況の監査

お客さま本位の業務運営に関する取組方針に基づく取組状況

当行は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則(2021年1月15日改訂版)」を採択するとともに、各原則(注記を含みます。)に関して実施する内容や具体的な施策を盛り込む形で「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を2022年8月16日に改正しました。

「取組方針」の早期浸透を図るため、「重要情報シート」の活用方法や実務上の留意点等を取りまとめた、「ガイダンス・ノート」を作成するとともに、従業員を対象に勉強会を実施するなど「お客さま本位の業務運営」が企業文化として定着するよう周知徹底を図っています。

ご高齢のお客さまとの金融商品取引に係る対応

金融取引被害を受けやすいと考えられる、75歳以上のご高齢のお客さまに対する金融商品(リスク性商品：元本欠損のおそれがある商品)の勧誘販売に際しては、商品性やリスクを十分にご理解いただき、安心してお取引いただけるよう、慎重な勧誘販売に努めています。

アフターフォローに関する取組み

当行では、営業単位ごとに月次でアフターフォローの目標件数を定め、支店長または役員者が次の基準に該当するお客さまを優先的にアフターフォローする体制を整備しています。

また、生命保険協会が定める「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」に従い「特定保険契約(外貨建保険等)」の契約先のお客さまを対象としたアフターフォローや、市場動向の急変が投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合のアフターフォローなど、適時適切なアフターフォローを実施する体制を整備しています。

アフターフォロー基準
ご高齢のお客さまで、過去半年間ご連絡を取っていない
一定額以上の金融商品を保有するお客さまで、過去1年間ご連絡を取っていない
投資信託の評価損が15%以上のお客さまで、過去半年間ご連絡を取っていない
前月に乗換取引(90日以内の換金と購入)を行ったお客さま
前月に投資信託を換金され10%以上の損失を確定されたお客さま

基準に基づいたアフターフォロー実施件数(件)			
	2021	2022	2023
目標件数	14,975	8,460	8,145
実施件数	15,532	8,817	8,838
実施率	103.7%	104.2%	108.5%

特定保険契約先へのアフターフォロー実施件数(件)			
	2021	2022	2023
実施件数	7,176	11,115	11,440

以下については、当行HPに掲載しています。

- ・個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)
- ・お客さま本位の業務運営に関する取組方針
- ・当行の勧誘方針

[当行HP] <https://www.iwatebank.co.jp/>

